

建設関係業務における低入札価格調査基準価格の算定方法の改正【追加分】

建築又は設備設計業務の低入札価格調査基準価格について、設定範囲を改正しました。

1. 改正内容

建築又は設備設計業務

- ・低入札価格調査基準価格の設定範囲を 0.60～0.80 から 0.60～0.81 に改正します。

2. 実施時期

令和6年4月18日以降に通知する入札から適用します。